

高島町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域におけるバス等の旅客輸送に関する事項を協議するため、高島町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃及び、料金等に関する事項
- (2) 本町の運営による有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 高島町長又はその指名する者
- (2) 高島町商工会長が指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (5) 山形県バス協会
- (6) 山形県ハイヤー協会
- (7) 町民又は利用者の代表
- (8) 山形運輸支局長又はその指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 高島町において自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体の代表者又はその指名する者
- (11) 道路管理者、山形県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、副町長をもって充てることとし、会務を総括する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名することとし、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委任状（別記様式）による者を含め、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。